

I 昨年と比べて変わった点（基礎控除の見直し等）

- 1 所得税の基礎控除の見直し等
- 2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除
- 3 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

※ご注意ください※

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。

「年末調整がよくわかるページ」(<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)



変
昨
年
と
比
べ
た
点
で

1 所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、次のとおり、所得税の「**基礎控除**」や「**給与所得控除**」に関する見直し、「**特定親族特別控除**」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

1-1 改正の概要

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))				基礎控除額	
				改正後 ^(注1)	
				令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 ^(注2)	
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 ^(注2)	
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円	48万円

(注)1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正**されました。

(2) 給与所得控除の見直し

イ **給与所得控除**について、55万円の最低保障額が**65万円に引き上げ**られました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」**及び**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正**されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する**特定親族特別控除が創設**されました。

【特定親族】

特定親族とは、所得者と生計を一にする**年齢 19 歳以上 23 歳未満**の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が**58 万円超 123 万円以下**^{（注）}の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

（注） 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が 123 万円超 188 万円以下であれば、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は 63 万円です。）。

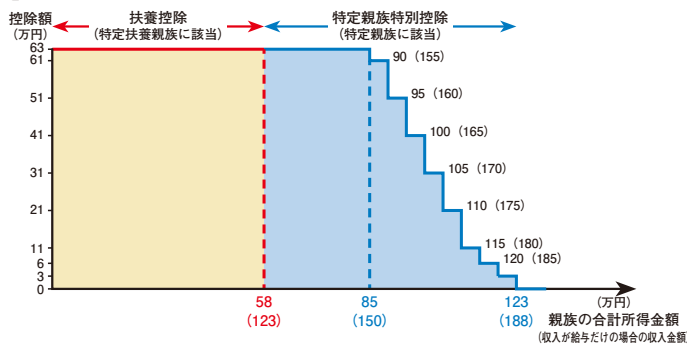
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) ^{（注）}			特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	(123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下	(150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下	(155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)	3 万円

（注） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：所得者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



- ロ 控除対象扶養親族と、合計所得金額が 100 万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。
給与の支払を受ける人は、**令和 8 年 1 月以後**に支払を受けるべき給与について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に「**源泉控除対象親族**」を記載することとなり、給与の支払者は、記載された「源泉控除対象親族」等を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる**扶養親族等の所得要件**^{（注 1）}が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が**65 万円**（改正前：55 万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^{（注 1）}	
	（収入が給与だけの場合の収入金額 ^{（注 2）} ）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

（注） 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

1-2 年末調整における留意事項

- ① 給与の支払を受ける人に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。⇒ 以下(1)を参照。
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。⇒ 以下(2)を参照。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。
⇒ 以下(3)～(5)を参照。

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

上記1-1(2)及び(4)のとおり、令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます（詳しくは、上記1-1(2)イの【給与所得控除額（改正された範囲）】の表及び1-1(4)の【所得要件】の表をご確認ください。）。

この改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった給与の支払を受ける人は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、給与の支払を受ける人は、この申告書を、原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、給与の支払を受ける人に申告を忘れないよう周知してください。

（注）「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

(2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

上記1-1(3)のとおり、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、給与の支払を受ける人に申告を忘れないよう周知してください。

（注）1 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- (1) 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- (2) 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- (3) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

2 国税庁が作成する「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「所得金額調整控除申告書」との兼用様式となっています。

(3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認

上記1-1(1)のとおり基礎控除額が改正されました。

このため、給与の支払を受ける人から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

上記1-1(2)のとおり給与所得控除額が改正されました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されていることを確認してください。

（注）上記1-1(4)のとおり、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられましたので、注意してください。

(5) 年末調整の計算をする上での留意事項

イ 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

上記1-1(2)のとおり「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（47ページ参照）を使用してください。

ロ 基礎控除額（改正後）の控除

上記1-1(1)のとおり、基礎控除額が改正されましたので、上記(3)により給与の支払を受ける人から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。

ハ 特定親族特別控除額の控除

上記1-1(3)のとおり、特定親族特別控除が創設されましたので、上記(2)により給与の支払を受ける人から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

なお、令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、下記の記載例のように余白部分を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

また、特定親族特別控除の創設に伴い、「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

(注)「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

地 震 保 険 料 の 控 除 額	⑫	⑬のうち小規模企業共済等掛金の金額
配 偶 者 (特 別) 控 除 額	⑬	() 円
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑭	⑬のうち国民年金保険料等の金額
基 礎 控 除 額	⑮	() 円
所 得 控 除 額 の 合 計 額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	※2 ⑲	() 円
差引課税給与所得金額(⑲-⑳)及び算出所得税額	㉑	() 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉒	() 円
年 調 所 得 税 額 (㉑-㉒、マイナスの場合は0)	㉓	() 円
年 調 年 税 額 (㉓×102.1%)	㉔	() 円
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉔-㉕)	㉕	() 円
超 過 額	㉖	() 円
の 精 算	㉗	() 円
不 足 額	㉘	() 円
の 精 算	㉙	() 円

※1 特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2 特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

※1 特定親族特別控除額 (⑰-2) (XXX,XXX 円)

2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

令和7年分の年末調整からは、調書方式^(注1)による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人^(注2)がいます。

(注) 1 調書方式とは、金融機関等が税務署に提供した情報に基づき、国税当局から所得者本人に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した人となります。

【調書方式の場合の留意事項】

- ・ 所得者本人が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（控除証明書等）に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。
- ・ 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額（見込額）」を記録し、又は記載した上で、税務署から所得者本人に交付されます（控除証明書等の交付時期は、電子交付の場合は毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃となります。）。

制度の概要については、国税庁ホームページの「住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm>)をご確認ください。



3 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

上記1の基礎控除の見直し等により、令和8年分以後の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の記載事項の変更や、「源泉徴収税額表」の改正が行われています。

詳しくは、「Ⅳ 令和8年分の給与の源泉徴収事務」（44ページ）をご確認ください。

本冊子「令和7年分 年末調整のしかた」に掲載している情報のほかにも、様々な情報を国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。

- ・ 各種申告書の記載のしかた（記載例）
- ・ 各種申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例
- 「各種控除について（給与所得者用）」や「年末調整を受ける際の注意事項」 など

【掲載場所】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

